

「STAR digio」「STAR digio Air」利用契約約款 新旧対照表

【新】	【旧】
<p>(前文) 株式会社日本ネットワークサービス(以下、「当社」という。)と、当社が行う通信衛星(CS)経由、およびモバイル通信経由による音楽放送「スターデジオ」サービス(以下、「本サービス」という。)を受ける者(以下、「利用者」といい、契約者と使用者を総称したものとします。)との間に締結される契約(以下、「契約」という。)は、以下の条項によるものとします。</p>	<p>(前文) 株式会社日本ネットワークサービス(以下甲という)と、甲が行う通信衛星(CS)経由による音楽放送「スターデジオ」サービスを受ける者(以下乙という)との間に締結される STAR digio 利用契約(以下契約という)は以下の通り締結します。</p> <p>※記載内容変更し新前文へ</p>
<p>第1条 (契約の申込方法) 本サービスの利用者になろうとする者(以下、「利用申込者」という。)は、予め「STAR digio」「STAR digio Air」利用契約約款(以下、「本約款」という。)を承諾のうえ、当社が別に定める契約書(以下、「利用契約書」という。)を当社に提出するものとします。</p>	<p>第1条 (契約の申込方法) 乙はスターデジオサービスの申し込みに当っては利用申込者が予め本約款を承諾の上、スターデジオ利用契約書に所定の事項を記入・捺印のうえ、甲に提出する事とします。申し込み後、申し込み内容(住所、氏名、電話番号、支払口座等)に変更があった場合は直ちに甲の定める書式により甲に対して変更の連絡を行うものとします。</p> <p>※記載内容変更し、新第1条へ</p>
<p>第2条 (契約の成立) 当社は、利用申込者が前条に基づき、利用契約書を当社に提出し、当社が承諾したときに成立したものとします。ただし、当社は利用契約書の提出があった場合でも、次のいずれかに該当する場合には承諾しないことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の構築あるいは保守が、技術上または当社の業務遂行上著しく困難なとき (2) 利用申込者が、利用契約に係る義務を怠る、あるいは怠るおそれがあることが明らかであるとき (3) 利用申込者が、当社の債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき 	<p>第2条 (契約の成立) 契約は前項に従いスターデジオ利用契約書を甲に提出し甲がその申し込みを承諾した日に成立するものとします。</p> <p>※記載事項変更し、新第2条へ</p>

<p>(4) 利用契約書への記載事項に不備がある、あるいは虚偽の事実を記載したとき</p> <p>(5) 利用申込者が、未成年、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られないとき</p>	
<p>第3条 (受信機器・専用 IC カード)</p> <p>前条により、契約が成立した場合、当社は利用者に対し、受信機器または受信機器と専用 IC カード 1 枚を貸与します。なお、専用 IC カードの所有権はスカパーJSAT株式会社に帰属するもので、利用者は契約終了まで保管・使用するものとします。</p> <p>2. 専用 IC カードは当社の判断により交換することがあります。この場合、利用者は、交換に必要な作業の実施に同意するものとします。</p> <p>3. 本サービスは、第 1 項による受信機のみでご利用いただきます。</p> <p>4. 利用者は、受信機器および専用 IC カードの貸与・譲渡・質入、その他の処分をすることはできません。</p>	<p>第3条 (受信機器・専用 IC カードの貸与)</p> <p>前条により、契約が成立した場合、甲は乙に対し受信機器と専用 IC カード 1 枚を貸与します。専用 IC カードの所有権は株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズに帰属するもので、乙は契約終了まで保管・使用するものとする。なお、専用 IC カードは甲の判断により交換することがあります。乙は、受信機器および専用 IC カードの貸与・譲渡・質入、その他の処分をする事は出来ません。</p> <p>※記載事項変更し、新第 3 条へ</p>
<p>第4条 (受信機器・専用 IC カードの故障・紛失等)</p> <p>当社より貸与を受ける受信機器に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、利用者の故意または過失による故障についてはその修理費用の実費を利用者が負担するものとします。</p> <p>2. 利用者は専用 IC カードの破損または紛失、盗難にあった場合は、直ちに当社に通知し、当社が再発行することを不適と認めた場合を除き、専用 IC カードの再発行を受けることができます。この場合、利用者は再発行に要する費用を負担するものとします。</p>	<p>第4条 (受信機器・専用 IC カードの故障・紛失等)</p> <p>1. 受信機器の故障についての改善は甲が行います。但し、乙が故意または過失による故障については修理費用を乙が負担するものとします。</p> <p>2. 乙は受信機器・専用 IC カードの紛失・盗難にあった際は甲にその旨を速やかに届け出るものとします。甲は速やかに当該カードを無効とする手続きを行うものとします。</p> <p>3. 専用 IC カードの再発行を必要とする場合、乙は甲に対して 1 枚につき金式蔓円に消費税を付加した額を専用 IC カード再発行手数料として支払うものとします。</p>

	<p>※記載事項変更し、新第 4 条へ</p>
<p>第5条 (受信機器・専用 IC カードの返却)</p> <p>利用者は、第 9 条 (解約) および第 10 条 (サービスの停止) の規定により契約が終了したときは、当社に受信機器または受信機器と専用 IC カードを返却するものとします。</p>	<p>第5条 (受信機器・専用 IC カードの返却)</p> <p>本契約が終了した場合、<u>乙は甲の請求に従って受信機器と専用 IC カードの返却を行うもの</u>とします。</p> <p>※記載事項変更し、新第 5 条へ</p>
<p>第6条 (料金等)</p> <p>当社が提供する本サービスに係る料金等は、別表の料金表によるものとし、利用者は、その態様に応じて当社が請求する料金の支払いを要するものとし、</p> <p>2. 利用者は、当社が請求する料金を、当社が指定する期日・方法により、遅滞なく支払うものとします。なお、金融機関に振り込む場合などの手数料は利用者が負担するものとします。</p> <p>3. 利用者は、料金の支払い期日を遅延した場合、利用者は支払うべき金額に対し、支払期日の翌日からその完済に至るまで年 14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。</p> <p>4. 利用者は、別表の料金表の金額に消費税相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。</p> <p>5. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の 2 か月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。</p>	<p>第6条 (料金及び支払い)</p> <p>1. 料金とは別紙に記載した受信機器の賃貸料を含むスターデジオ番組供給料金の合計に消費税等を付加した額となります。</p> <p>2. <u>乙は原則として乙の指定口座から甲の指定する日に自動引き落としの方法によって支払うもの</u>とします。</p> <p>※記載事項変更し、新第 6 条へ</p>
<p>第7条 (移設・移転)</p> <p>利用者は、受信機器の設置場所の変更を、当社所定の書式により請求することができます。</p>	<p>第7条 (料金の改定)</p> <p>社会情勢の変化、提供役務の内容の変更等に伴い、甲は第 6 条第 1 項の料金を改定しているものとします。この場合、<u>改定の 2 か</u></p>

<p>2. 前項の変更のうち、変更前の設置場所と同一の構内または同一の建物内への変更について、当社は移設として取り扱い、変更に係る費用を当社が見積もり、当該利用者にご負担していただきます。</p> <p>3. 前項に該当しない変更について、当社は移転として取り扱います。この場合、第 2 条(契約の成立)に準じて取り扱います。</p>	<p>月前までに乙に通知するものとします。</p> <p>※新第 6 条 (料金等) に包含</p>
<p>第8条 (利用契約書の記載事項変更)</p> <p>利用者は、前条のほか、利用契約書の記載事項に変更があったときは、これを証明する書類を添えて当社所定の書式により当社に速やかに届け出るものとします。</p> <p>※新条項追加</p>	<p>第8条 (サービスの停止・契約解除)</p> <p>甲が請求する料金を乙が滞納した場合、その他甲に対する債務の履行を乙が怠った場合、甲はスターデジオサービスはもとより、甲が乙に提供するすべてのサービスの提供を停止することができます。また、<u>相当の期間を定めた催告のうえ本契約を解除できるものとします。</u></p> <p>※記載事項変更し、新第 10 条へ</p>
<p>第9条 (解約)</p> <p>利用者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の書式により、解約希望日の 1 ヶ月前までに当社に届け出るものとします。</p> <p>2. 利用者は、前項による解約を行う場合、当該解約日が属する月分の利用料まで支払うものとし、当社は日割りによる精算は行わないものとします。</p> <p>3. 利用料を年間前納している利用者が第 1 項の届出を行った場合、当社は全前納されている金額から既に利用した月数分を差引いた残額を当該利用者へ返金します。</p> <p>※新条項追加</p>	<p>第9条 (サービスの再開)</p> <p>前条の適用を受けた乙が、滞納した料金と実費工事費等を支払った場合、甲は前条の停止したサービスの提供を再開します。</p> <p>※新第 10 条 (サービスの停止) に包含</p>
<p>第10条 (サービスの停止)</p> <p>当社が請求する料金を利用者が滞納した</p>	<p>第10条 (移転の手続き)</p> <p>乙が甲の業務区域内に移転する場合は、<u>所</u></p>

<p>場合、その他の当社に対する債務の履行を利用者が怠った場合、当社は本サービスはもとより、当社が利用者に請求するすべてのサービスを停止することができます。</p> <p>2. 前項の適用を受けた利用者が滞納した料金等を支払った場合、当社は前項により停止したサービスの提供を再開します。</p> <p>3. 第1項による本サービスの停止後、3か月経過した場合は、当社は原則として本契約を解除します。</p>	<p><u>定の移転届を提出していただきます。この場合工事費が必要</u>となります。</p> <p>2. 乙の移転先が甲の業務区域内であっても<u>工事不可能</u>で、甲のサービス提供が出来ない場合もあります。</p> <p>※記載事項変更し、新第7条へ</p>
<p>第11条（免責事項）</p> <p>当社は、次の各号に掲げる場合に、利用者が何らかの不利益や損害を被っても、その責任を負いません。</p> <p>(1) 天災、事変、衛星の故障、気象変動等による干渉障害、その他当社の管理が及ばない事由により、本サービスの利用に影響が生じたとき</p> <p>(2) 当社の施設改修工事など、当社の事業運営上やむを得ない作業等により、本サービスの利用に影響が生じたとき</p>	<p>第11条（禁止事項）</p> <p>1. 番組の複製・編成・改変・削除等著作権隣接権を侵害する行為。</p> <p>2. 番組の第三者への提供。</p> <p>3. 有料による番組の放送。</p> <p>4. スクランブル設定の変更及び削除。</p> <p>5. 法律に反する用途に利用する行為。</p> <p>※記載事項変更し、新第13条へ</p>
<p>第12条（受信異常）</p> <p>当社は、利用者から本サービスの利用に異常がある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとし、ただし、利用者の設備に起因する受信異常についてはこの限りではありません。</p> <p>2. 前項の受信異常の原因が利用者の設備による場合、利用者はその改修に要する費用を負担するものとし、</p> <p>3. 利用者の故意または過失により当社の施設に故障が生じた場合、当該利用者はその施設の改修に要する費用を負担するものとし、</p>	<p>第12条（延滞利息）</p> <p>乙が第6条に定める料金の支払いを<u>2か月以上延滞した場合は、甲の支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの間について年14.6%の割合で計算した延滞利息を請求できるもの</u>とし、</p> <p>※記載事項変更し、新第6条（料金等）に包含</p>

<p>※新条項追加</p>	
<p>第13条 (禁止事項)</p> <p>利用者は、次の各号に掲げる行為は行わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 番組の複製・編成・改編・削除等著作隣接権を侵害する行為 (2) 番組の第三者への提供 (3) 有料による番組の放送 (4) スクランブル設定の変更および削除 (5) 法律に反する用途に利用する行為 	<p>第13条 (著作権)</p> <p><u>番組制作、放送に伴うすべての著作権の処理は、番組供給者である株式会社第一興商の責任においてこれを行う事とします。但し、乙が本サービスを業務用として利用する際に著作権が発生する場合は乙の責任において対処する事とします。</u></p> <p>※記載事項変更し、新第14条へ</p>
<p>第14条 (著作権)</p> <p>番組制作、放送に伴うすべての著作権の処理は、番組供給者である「株式会社第一興商」の責任においてこれを行うこととします。ただし、利用者の責任において権利処理すべき著作権に関しては、この限りではありません。</p>	<p>第14条 (契約の有効期間)</p> <p>本契約の有効期間は第2条に規定する契約成立日からスターラジオサービスの<u>申込書に定める期間</u>とし契約期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも書面による契約の終了もしくは改定の意思表示がない場合は、<u>契約期間は本契約と同一の内容にて自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。</u></p> <p>※記載事項変更し、新第17条へ</p>
<p>第15条 (個人情報)</p> <p>当社は、利用者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 利用者の個人情報の取扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取扱いについて」において公表するものとします。 <p>※新条項追加</p>	<p>第15条 (乙による中途解約等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>乙の本契約期間中の途中解約は、中途解約希望日の2か月前までに、甲にその旨を通知して甲が確認したときに成立するものとします。</u> 2. <u>中途解約にあたっては、乙は甲に違約金として契約期間残期間の月数に第6条に定める料金を乗じた金額を支払うものとします。</u> <p>※最低利用期間、中途解約の定義が不明⇒削除</p>
<p>第16条 (契約者の責任)</p> <p>契約者は、契約者自身はもとより、使用者および支払者に及ぶ利用契約履行に関する事項について、一切の責任を負うものとします。</p>	<p>第16条 (乙における契約者の責任)</p> <p><u>乙の契約者は本人はもとより契約書記載の使用者および支払人に及ぶ本契約履行に関する事項についてもすべて責任を負うものとします。</u></p>

	<p>※記載事項変更し、新第 16 条へ</p>
<p>第17条 (契約の有効期間)</p> <p>本契約の有効期間は、第 2 条 (契約の成立) に規定する契約成立日から 1 年間とします。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに当社、利用者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き 1 年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。</p>	<p>第17条 (免責事項)</p> <p><u>天災、事変、降雨減衰、その他気象による視聴障害、及び伝送路の改修など止むを得ない工事により送信が停止した場合の視聴障害については、甲はその責任を負わないものとし</u>ます。</p> <p>※記載事項変更し、新第 11 条へ</p>
<p>第18条 (定めなき事項)</p> <p>本約款に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および利用者は誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。</p>	<p>第18条 (付随事項)</p> <p><u>表記に付随事項を定めたときには、その条項は本契約と一体となりこれを補完または修正する事</u>とします。</p> <p>※実務上どのような内容にあたるのか不明のため削除</p>
<p>第19条 (国内法令の準拠)</p> <p>本約款は、日本国内法に準拠するものとし、利用契約より生じる一切の紛争等については当社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p>	<p>第19条 (誠意協議)</p> <p><u>本約款に定めていない事項、あるいは解約に疑問が生じた場合は、甲、乙互いに信義誠実の原則にたつて、誠意をもって協議の上解決にあたるもの</u>とします。</p> <p>※記載事項変更し、新第 18 条へ</p>
<p>第20条 (約款の変更)</p> <p>当社は、当社ホームページの掲載等当社所定の方法で予め利用者に対して変更内容を通知することにより、本約款を変更することができます。この場合、料金その他の提供条件は変更後の本約款によります。</p> <p>※新条項追加</p>	<p>第20条 (管轄合意)</p> <p>本約款に基づく権利義務に基づいてやむを得ず訴訟提起に至る場合は、甲の指定する地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とします。</p> <p>※記載事項変更し新第 19 条へ</p>
<p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は特に必要がある場合は、本約款に特約を付することができるものとします。 2. 本約款は、平成 25 年 1 月 1 日より施行します。 3. 本約款は令和 2 年 3 月 31 日より施行します。 	<p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。 2. この約款は平成 25 年 1 月 1 日より施行します。

別表料金表（価格は全て税別表示です）

(1) 工事に関する費用

	業務用	家庭用
スターデジ 標準工事費 (※1)	16,000 円	なし
スターデジ Air 標準工事費	なし	設定なし
付帯工事費	実費 (※2)	

(※1) 当社の TV 基本サービスに加入されている場合は、不要です。

(※2) 使用する機器の代金も含め、当社が別途見積りいたします。また、アンプやスピーカーなどの音響機器は利用者のご負担となります。

(2) 月額料金の費用

	業務用	家庭用
スターデジ 利用料 (※3)	3,800 円/月	1,700 円/月
スターデジ Air 利用料 (※ 3)	4,500 円/月	設定なし

(※3) 受信機器の貸与費用を含んでおります。年払い（年間前納）の場合、対象期間の起算月から 11 ヶ月目までの利用料をお支払いいただきます。

(3) その他費用

スターデジ Air 初回 登録料	2,000 円
スターデジ受信機器 の滅失、毀損時の補償 費	20,000 円
スターデジ Air 受信 機器の滅失、毀損時の 補償費	30,000 円